

茨木市立豊川中学校PTA会則

第1条（名称）

この会は豊川中学校PTAと称し、事務所は豊川中学校に置く。

第2条（目的）

この会の目的は、会員お互いに力を合わせて、生徒一人一人が健やかに成長し、幸福になれるように、家庭・社会・学校をよりよく整えることにつとめる。

第3条（任務）

この会の任務は次の通りとする。

- 1、家庭生活及び社会生活を高めるため、会員の教養を深める。
- 2、学校の教育的環境の整備を図る。
- 3、よりよき学校をつくるため、公費による適当な支持を確保することに協力する。
- 4、本会は、この会の目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府下全国）各校下の同じ団体又は目的を同じくする団体と協力することができる。

第4条（会員）

この会は、豊川中学校に在学する生徒の両親又は保護者と教師をもって組織する。

第5条（役員）

1、この会は次の役員を置く。

会 長	1 名	両親又は保護者
副会長	2 名	両親又は保護者
書 記	2 名	教師、両親又は保護者
会 計	2 名	教師、両親又は保護者

- 2、役員の選出方法については附則による。
- 3、役員の任期は1カ年とする。但し、再選をさまたげない。

第6条（役員の任務）

役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、必要に応じ、総会・各委員会を召集する。
- 2、副会長は、会長を助け、会長不在の時、代理をつとめる。
- 3、書記は、各会合の通知を発送し、会合及び活動状況を記録し、保管する。
- 4、会計は、すべての収入・支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧にそなえ、定期総会に報告して承認をうける。

第7条（総会）

- 1、毎年定期総会を1回以上開き、役員の選出その他重要事項を審議決定する。
総会は、全会員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することはできない。議決は、出席者の過半数による。
- 2、臨時総会は、会長又は、全会員の4分の1以上の要求によって開くことができる。

第8条（経費）

この会の経費は、会費・寄付金・事業収入をもってこれにあてる。

第9条（会費）

この会の会費は、月額150円とする。

第10条（会計年度）

この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（委員会）

この会に次の委員会を設ける。

1、学級委員会

各学級の両親又は保護者から2名を選出する。さらに学年毎に委員長1名を互選し、委員長を中心に学級の美化並びに整備及び教師と保護者との連絡につとめる。

学級委員会は、每学期1回以上定例会をもつ。

2、人権教養委員会

両親または保護者及び教師若干名を持って構成し、会員の教養について立案し、行事を司会する。また、学校と連携して、地域における生徒の指導及び地域の教育環境の整備など、広く生徒の健全育成のための活動と、会員に対して人権の啓発を行う。

3、広報委員会

両親又は保護者及び教師若干名をもって構成し、本会の諸活動に関する広報を担当する。

4、実行委員会

役員及び各学年学級委員長・同副委員長・人権教養委員長・同副委員長・広報委員長・同副委員長および校長・教頭をもって構成し、本会運営についての原案を審議する。

5、会計監査委員会

会長が委員2名を委嘱し、年2回会計の報告をうけ、年度末、会計の監査を行い、定期総会において監査結果を報告する。委員の任期は1カ年とする。

第12条（会則変更）

この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第13条（慶弔）

会員の慶弔については、附則でこれを定める。

第14条

この会則は、昭和52年4月1日より実施する。

平成7年3月4日、一部改正。

平成8年3月2日、一部改正。

平成10年3月7日、一部改正。

平成12年3月4日、一部改正。

平成20年5月24日、一部改正。

平成24年6月2日、一部改正。

令和2年10月16日、一部改正。

附 則

第1条（役員の選出）

この会の役員の選出は、次の通りとする。

1、15名の委員からなる役員候補者指名委員会をつくる。

イ、人権教養委員及び広報委員より各1名ずつ選出する。

ロ、各学年の学級委員の中から各2名を選出する。

ハ、教師より2名を校長の指名により選出する。

ニ、役員会より5名兼任する。

2、指名委員は、各役員候補者を挙げて、全会員に公表する。

3、役員候補者の追加指名は、選挙を行う総会の際、会員席からなすことができる。

その場合、総会の5日前までに推薦者（氏名記入）より、氏名・役種名を指名委員会に届け出るものとする。

4、役員候補者の氏名は、指名委員会によってなされる場合も、会員席からなされる場合も、その名を発表する前に、被指名者の同意を得なければならない。

5、役員は毎年総会で、無記名投票多数決又は、多数決推薦によって選出する。

第2条（慶弔）

この会の慶弔については、次の通りとする。

1、会員（保護者）について

会員に不幸が生じた場合、供花を贈り、会の代表者が葬送に参列する。

2、生徒について

教師の両親の場合に準ずる。

3、教師について

慶事（結婚）、転退職者への記念品について、教師の両親又は本人及び配偶者に不幸の生じた場合、及び不慮の災害に遭った場合には、役員会で協議する。

第3条（変更）

この附則の変更は、実行委員会において行う。